

# 第3章 誰もが安心して暮らすことのできる 生活支援づくり

## 第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員活動を行っています。

### 1 生活保護の相談

単位：件

| 区 分              |     | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------------------|-----|----------|----------|----------|
| 相<br>談<br>件<br>数 | 生 活 | 277      | 242      | 215      |
|                  | 医 療 | 102      | 72       | 97       |
|                  | 合 計 | 379      | 314      | 312      |

## 2 家庭児童相談室

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図ることを目的としています。

### 相 談 内 容 及 び 推 移

単位：件

| 区 分           |         | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------|---------|----------|----------|----------|
| 性 格 ・ 生 活 習 慣 |         | 71       | 55       | 57       |
| 言 語 ・ 知 能     |         | 26       | 1        | 4        |
| 学 校 生 活 等     | 人 間 関 係 | 10       | 6        | 8        |
|               | 不 登 校   | 118      | 112      | 89       |
|               | そ の 他   | 2        | 1        | 4        |
| 非 行           |         | 0        | 0        | 1        |
| 家 族 関 係       | 虐 待     | 793      | 1,089    | 1,296    |
|               | そ の 他   | 121      | 67       | 123      |
| 環 境 福 祉       |         | 1,121    | 1,225    | 1,247    |
| 心 身 障 害       |         | 15       | 36       | 45       |
| そ の 他         |         | 10       | 9        | 7        |
| 合 計           |         | 2,287    | 2,601    | 2,881    |

※ 環境福祉は、児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境等に関する相談又は指導。

## 3 要保護児童対策地域協議会

児童虐待など要保護児童について、児童問題にかかわる関係機関（県・市・民生児童委員・教育関係等）との連携を強化し、児童虐待等の防止対策を総合的に推進するため設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、組織形態を代表者会議・実務者会議・個別支援会議の3層構造とし、児童虐待防止ネットワークのきめの細かい情報の共有などの充実を図っています。

### 児童虐待に関する家庭児童相談室への年度別通報・相談件数

単位：件

| 区 分           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 通 報 ・ 相 談 件 数 | 793      | 1,089    | 1,296    |

## 第2節 援護措置の充実

### 1 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

#### (1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

- ア 生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
- イ 住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用
- ウ 教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用
- エ 介護扶助 介護を受けるために必要な費用
- オ 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- カ 出産扶助 出産のため必要な費用
- キ 生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

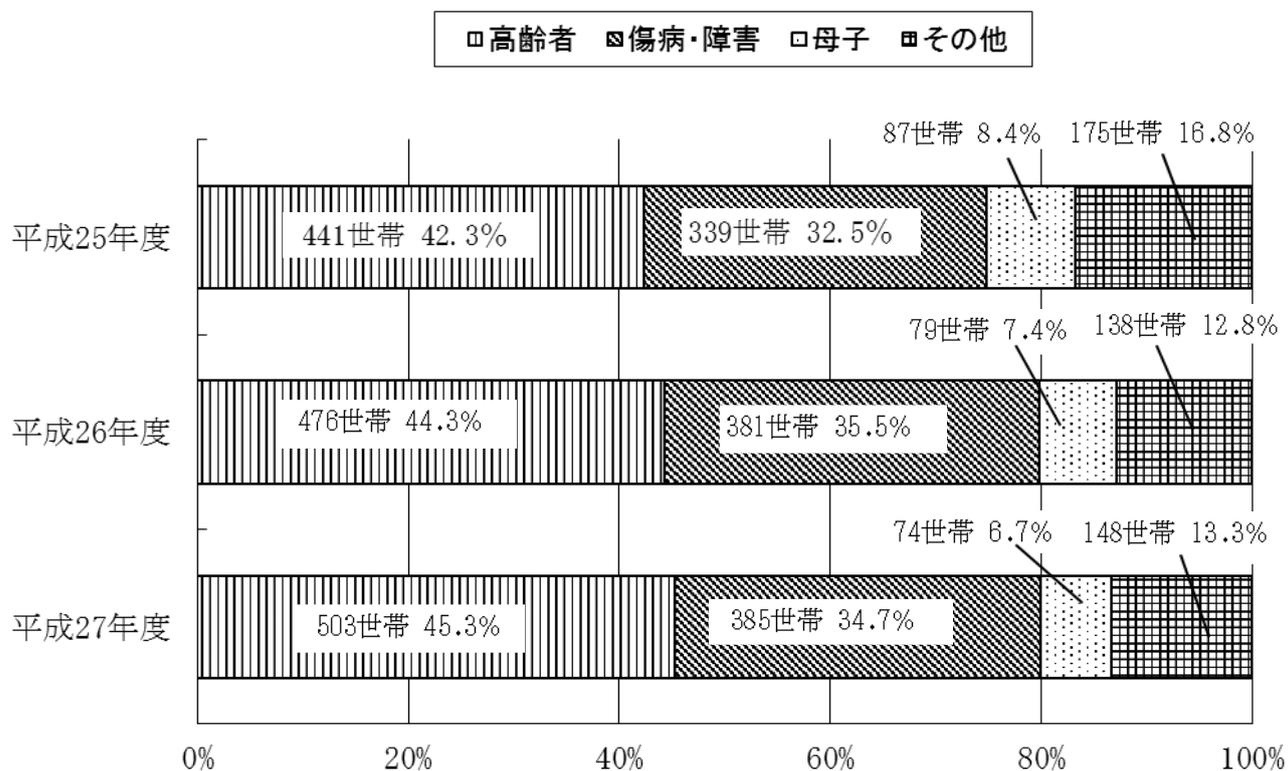
#### (2) 被保護世帯、人員及び保護率

##### 被保護世帯、人員及び保護率の推移

| 区 分    | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 被保護世帯  | 1,042  | 1,074  | 1,110  |
| 被保護人員  | 1,544  | 1,555  | 1,564  |
| 保護率(%) | 9.0    | 9.0    | 8.8    |

(3) 被保護者の世帯類型別構成

被保護者の世帯類型別構成



被保護者の世帯類型別構成

| 区 分   | 平成 25 年度 |        | 平成 26 年度 |        | 平成 27 年度 |        |
|-------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|       | 世帯数      | 割合 (%) | 世帯数      | 割合 (%) | 世帯数      | 割合 (%) |
| 高 齢 者 | 441      | 42.3   | 476      | 44.3   | 503      | 45.3   |
| 傷病・障害 | 339      | 32.5   | 381      | 35.5   | 385      | 34.7   |
| 母 子   | 87       | 8.4    | 79       | 7.4    | 74       | 6.7    |
| そ の 他 | 175      | 16.8   | 138      | 12.8   | 148      | 13.3   |
| 合 計   | 1,042    | 100    | 1,074    | 100    | 1,110    | 100    |

#### (4) 生活保護費

生活保護費の種類別構成の推移

| 区 分               | 平成 25 年度 |             |           | 平成 26 年度 |             |           | 平成 27 年度 |             |           |
|-------------------|----------|-------------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|-------------|-----------|
|                   | 延人数      | 扶助額<br>(千円) | 割合<br>(%) | 延人数      | 扶助額<br>(千円) | 割合<br>(%) | 延人数      | 扶助額<br>(千円) | 割合<br>(%) |
| 生活扶助費             | 16,422   | 811,822     | 34.8      | 16,787   | 834,410     | 33.6      | 16,845   | 839,662     | 32.7      |
| 住宅扶助費             | 16,410   | 492,016     | 21.1      | 16,860   | 510,259     | 20.6      | 17,162   | 530,076     | 20.7      |
| 教育扶助費             | 1,792    | 20,857      | 0.9       | 1,727    | 20,869      | 0.8       | 1,713    | 21,636      | 0.8       |
| 介護扶助費             | 1,964    | 45,109      | 1.9       | 2,280    | 49,934      | 2.0       | 2,538    | 59,566      | 2.3       |
| 医療扶助費             | 12,078   | 934,579     | 40.1      | 11,531   | 1,029,438   | 41.5      | 9,683    | 1,083,790   | 42.2      |
| 出産扶助費             | 0        | 0           | 0         | 0        | 0           | 0         | 0        | 0           | 0         |
| 生業扶助費             | 502      | 8,414       | 0.3       | 574      | 9,079       | 0.4       | 482      | 7,604       | 0.3       |
| 葬祭扶助費             | 9        | 1,062       | 0.1       | 20       | 3,929       | 0.2       | 23       | 3,592       | 0.1       |
| 施設事務費             | 129      | 16,886      | 0.7       | 156      | 20,818      | 0.8       | 134      | 17,223      | 0.7       |
| 中国残留邦人<br>生活支援給付金 | 24       | 1,882       | 0.1       | 24       | 2,047       | 0.1       | 24       | 2,120       | 0.1       |
| 就労自立給付金           |          |             |           | 5        | 444         | 0.0       | 24       | 1,619       | 0.1       |
| 合 計               | 49,330   | 2,332,627   | 100       | 49,964   | 2,481,227   | 100       | 48,628   | 2,566,888   | 100       |

(注) 各年度の決算額

#### (5) 保護の開始及び廃止

生活保護の年度別推移

| 区 分            |     | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------|-----|----------|----------|----------|
| 申請件数           |     | 237      | 179      | 183      |
| 開 始            | 世帯数 | 209      | 154      | 165      |
|                | 人 数 | 336      | 247      | 216      |
| 廃 止            | 世帯数 | 146      | 121      | 131      |
|                | 人 数 | 224      | 186      | 182      |
| 却下件数 (取り下げを含む) |     | 27       | 26       | 21       |

### 第3節 扶助制度の充実

母子家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

#### 1 ひとり親家庭等医療費等助成制度

母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭に対し、医療費等を助成することにより、それらの家庭の経済的負担及び精神的不安の軽減を図り、もって母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進に資するものです。

ひとり親家庭等医療費等助成状況

| 区 分     | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   | 平成 27 年度   |
|---------|------------|------------|------------|
| 延受給世帯数  | 1,998      | 1,788      | 1,729      |
| 延件数 (件) | 11,612     | 10,195     | 10,065     |
| 助成額 (円) | 28,898,398 | 25,205,273 | 25,136,226 |

#### 2 児童扶養手当

児童扶養手当は、一定の要件を満たしている18歳に達する日以後最初の3月31日（一定の障害の状態にある場合は、20歳の誕生日の前日）までの児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給します。

《手当の基準額・平成27年度》

(1人目) 全部支給：42,000円/月、一部支給：41,990円～9,910円/月

(2人目) 5,000円/月加算

(3人目以上) 1人につき3,000円/月加算

児童扶養手当支給状況

| 区 分    | 平成 25 年度 |       |             | 平成 26 年度 |       |             | 平成 27 年度 |       |             |
|--------|----------|-------|-------------|----------|-------|-------------|----------|-------|-------------|
|        | 受給者数     | 対象児童数 | 支給額(円)      | 受給者数     | 対象児童数 | 支給額(円)      | 受給者数     | 対象児童数 | 支給額(円)      |
| 児童 1 人 | 504      | 504   |             | 485      | 485   |             | 482      | 482   |             |
| 2 人    | 211      | 422   |             | 217      | 434   |             | 227      | 454   |             |
| 3 人    | 53       | 159   |             | 58       | 174   |             | 51       | 153   |             |
| 4 人以上  | 13       | 58    |             | 9        | 40    |             | 11       | 51    |             |
| 合 計    | 781      | 1,143 | 360,626,100 | 769      | 1,133 | 346,420,720 | 771      | 1,140 | 345,634,550 |

### 3 流山市児童育成手当

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を2人以上（支給対象は第2子以降・1人/1か月4,000円）又は児童のうち18歳を迎えた4月1日以後、高等学校等に在学している児童を監護している母、父又は養育者に支給します。

流山市児童育成手当支給状況

| 区   | 分            | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     |
|---|--------------|------------|------------|------------|
| 18歳に達する日以後の最初の3月31日（基準日）までの間にある者及び障害の状態にある20歳未満のもの（第2子以降） | 対象児童数<br>（人） | 362        | 364        | 369        |
|   | 支給額<br>（円）   | 19,332,000 | 18,232,000 | 18,844,000 |
| 基準日以後にある在学中の児童  | 対象児童数<br>（人） | 3          | 3          | 2          |
|   | 支給額<br>（円）   | 960,000    | 840,000    | 540,000    |
| 合 計   | 対象児童数<br>（人） | 365        | 367        | 371        |
|   | 支給額<br>（円）   | 20,292,000 | 19,072,000 | 19,384,000 |

### 4 遺児等手当

父若しくは母が死亡し、若しくは重度の障害の状態にある16歳未満の児童又は16歳以上20歳未満で一定の障害の状態にある児童を養育している方に支給します。

（12歳以下の者1人/1か月4,000円・13歳以上の者1人/1か月6,000円）

遺児等手当支給状況

| 区       | 分        | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 12歳以下の者 | 対象児童数(人) | 65        | 60        | 56        |
|         | 支給額(円)   | 2,948,000 | 3,060,000 | 2,728,000 |
| 13歳以上の者 | 対象児童数(人) | 36        | 32        | 38        |
|         | 支給額(円)   | 2,424,000 | 2,700,000 | 2,658,000 |
| 合 計     | 対象児童数(人) | 101       | 92        | 94        |
|         | 支給額(円)   | 5,372,000 | 5,760,000 | 5,386,000 |

## 5 母子家庭等就労促進費用助成制度

### (1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を助成するものです。

### (2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため2年以上の養成機関で修業する場合に、2年間に限り、生活負担の軽減を図るとともに資格の取得を容易にするものです。

### (3) 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため2年以上の養成機関で修業し、養成課程を修了した場合に、資格取得に係る負担を軽減するために助成するものです。

### 母子家庭等就労促進費用助成状況

| 区 分           | 平成 26 年度 |         | 平成 27 年度 |           |
|---------------|----------|---------|----------|-----------|
|               | 件数       | 金額 (円)  | 件数       | 金額 (円)    |
| 自立支援教育訓練給付金   | 0        | 0       | 4        | 61,240    |
| 高等職業訓練促進給付金   | 1        | 941,000 | 5        | 5,646,000 |
| 高等職業訓練修了支援給付金 | 0        | 0       | 1        | 50,000    |

## 6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で千葉県が実施主体となっていて行っています。

貸付けの対象は、配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの（母子家庭の母）、配偶者のいない女子でかつて母子家庭の母として児童を扶養していたもの（寡婦）及び父母のいない児童でしたが、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正により、平成 27 年度から配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているもの（父子家庭の父）も貸付けの対象に追加されました。

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付実績 単位：千円

| 区分   | 平成 26 年度 |    |        |    | 平成 27 年度 |       |        |    |        |    |
|------|----------|----|--------|----|----------|-------|--------|----|--------|----|
|      | 母子福祉資金   |    | 寡婦福祉資金 |    | 母子福祉資金   |       | 父子福祉資金 |    | 寡婦福祉資金 |    |
|      | 件数       | 金額 | 件数     | 金額 | 件数       | 金額    | 件数     | 金額 | 件数     | 金額 |
| 修 学  | 0        | 0  | 0      | 0  | 1        | 3,072 | 0      | 0  | 0      | 0  |
| 就学支度 | 0        | 0  | 0      | 0  | 0        | 0     | 0      | 0  | 0      | 0  |
| 技能習得 | 0        | 0  | 0      | 0  | 0        | 0     | 0      | 0  | 0      | 0  |
| 生活資金 | 0        | 0  | 0      | 0  | 0        | 0     | 0      | 0  | 0      | 0  |
| 合 計  | 0        | 0  | 0      | 0  | 1        | 3,072 | 0      | 0  | 0      | 0  |

## 第4節 その他の生活支援

### 1 生活困窮者自立支援制度

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口です。生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

#### (1) 自立相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行う窓口を設置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を確認した上で、就労準備支援のほか、住居確保給付金支給などの関係事業との連携を含めた支援計画を策定し、これに沿った支援を行います。

#### (2) 就労準備支援

複合的な課題を抱える生活困窮者が就職活動を行うために必要な支援をします。生活習慣の形成を目的とした「生活自立支援」、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけることを目的とした「社会自立支援」、継続的な就労経験の場を提供し一般就労への就職活動に向けた技法や知識の習得を目的とした「就労自立支援」を段階的に実施しています。

#### (3) 平成27年度実績

|                |     |
|----------------|-----|
| 新規相談受付件数       | 143 |
| 新規相談申込件数       | 108 |
| 支援決定・確認件数      | 53  |
| 評価実施件数         | 52  |
| 内 一般就労を目標とする件数 | 21  |
| 内 目標達成件数       | 9   |

### 2 特定疾病療養者見舞金制度

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

#### 特定病療養者見舞金支給状況

| 区 分       | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 対 象 者 (人) | 1,874  | 1,970  | 2,071  |
| 支給金額 (千円) | 74,960 | 78,800 | 82,840 |

### 3 災害見舞金制度

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合、災害を受けた被災世帯に、見舞金を支給します。

災害見舞金支給状況

| 区 分   |       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|-------|----------|----------|----------|
| 全焼（壊） | 世帯数   | 0        | 2        | 3        |
|       | 金額（円） | 0        | 60,000   | 80,000   |
| 半焼（壊） | 世帯数   | 0        | 1        | 0        |
|       | 金額（円） | 0        | 20,000   | 0        |
| 床上浸水  | 世帯数   | 2        | 0        | 0        |
|       | 金額（円） | 60,000   | 0        | 0        |
| 合 計   | 世帯数   | 2        | 3        | 3        |
|       | 金額（円） | 60,000   | 80,000   | 80,000   |

### 4 被爆者健康管理見舞金制度

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

| 区 分    | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 対象者(人) | 75       | 74       | 70       |
| 支給額(円) | 750,000  | 740,000  | 700,000  |

### 5 臨時福祉給付金

平成 26 年 4 月から消費税率が 5%から 8%に上げられたことに伴い、低所得者への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図ることを目的としています。

| 支給額（円/人） | 受給者数（人） | 支給総額（円）     |
|----------|---------|-------------|
| 6,000    | 19,021  | 114,126,000 |

### 6 戦傷病者・戦没者遺族等への事業

#### (1) 戦傷病者の援護

旧軍人軍属等であった方が公務上傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や、療養の必要がある場合に戦傷病者手帳の交付が受けられます。

この手帳の交付を受けた方で、一定の条件を満たすときは、次の援護が行われます  
ア 療養の給付（療養費の支給）

戦傷病者の公務上の傷病又はこれと医学的因果関係のある傷病について、厚生労働大臣の指定する医療機関（主に国立病院等）において、診察、薬剤、手術等その他の治療等を行うものです。

イ 療養手当の支給

療養の給付を受けている1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない方に支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている戦傷病者が公務上の傷病により死亡した場合、そのご遺族に支給されます。

エ 更生医療の給付

第5款症以上の身体障害の戦傷病者が、社会復帰のための手術などを必要としたときに行われます。

オ 補装具の支給、修理

公務上の傷病により、第3款症以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由（肢切断を含みます。）又は中枢神経機能障害のある戦傷病者に対して、身体機能の欠損等を補い、職業生活や日常生活を容易にするため、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の支給又は修理が行われます。

カ 国立保養所への入所

第2項症以上の重度の戦傷病者が必要と認められる場合は、国立保養所に入所することができます。

キ JRの鉄道、連絡船への乗車・乗船についての無賃の取扱（「JR 戦傷病者乗車（船）券類引換証」の交付）

戦傷病者と戦傷病者に同行する介護者については、旅客会社の鉄道及び連絡船に乗車船する際、無賃の取り扱いが受けられます。

**(2) 戦没者遺族等への援護**

旧軍人、軍属などの遺族には、「恩給法」により「公務扶助料」「特例扶助料」が、また、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により「遺族年金」「遺族給与金」が支給される制度があります。このほか戦没者の妻等に対し、特別給付金や特別弔慰金が支給される制度があります。

**(3) 戦没者追悼式**

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っています。

戦没者追悼式参列者

| 区 分     | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 参列者数(人) | 157      | 152      | 152      |

## 7 児童手当

### (1) 児童手当

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

ア 支給対象 中学校修了前の児童を養育している者

イ 所得制限 あり

ウ 支給額 平成24年4月分から (人/円)

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 3歳未満   |         | 15,000円 |
| 3歳以上   | 第1子・第2子 | 10,000円 |
| 小学校修了前 | 第3子以降   | 15,000円 |
| 中学生    |         | 10,000円 |
| 特例給付   |         | 5,000円  |

### 児童手当支給状況

| 区 分            |          | 平成27年度        |
|----------------|----------|---------------|
| 被用者            | 延児童数 (人) | 49,103        |
|                | 支給額 (円)  | 736,545,000   |
| 非被用者           | 延児童数 (人) | 6,578         |
|                | 支給額 (円)  | 98,670,000    |
| 被用者3歳以上小学校修了前  | 延児童数 (人) | 129,646       |
|                | 支給額 (円)  | 1,349,250,000 |
| 非被用者3歳以上小学校修了前 | 延児童数 (人) | 26,093        |
|                | 支給額 (円)  | 279,220,000   |
| 小学校修了後中学校修了前   | 延児童数 (人) | 41,149        |
|                | 支給額 (円)  | 411,490,000   |
| 特例給付           | 延児童数 (人) | 34,429        |
|                | 支給額 (円)  | 172,145,000   |
| 合 計            | 延児童数 (人) | 286,998       |
|                | 支給額 (円)  | 3,047,320,000 |

## 8 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ることを目的としています。

### 子育て世帯臨時特例給付金支給状況 (平成27年度)

| 受給者数 (人) | 対象児童数 (人) | 支給額 (円/人) | 支給総額 (円)   |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 13,549   | 21,745    | 3,000     | 65,235,000 |

## 9 特別児童扶養手当

重度又は中度の障害者（20歳未満）の方を育てている家庭に支給しています。対象者は、重・中度の障害者（20歳未満）を監護している父母、又は養育者（養育者については、父母に監護されない障害者（20歳未満）を同居養育し、生計を維持していること）。

手当の内容

|      |  |             |
|------|--|-------------|
| 支給額  | 1級(重度)障害児                              | 月額 51,100 円 |
|      | 2級(中度)障害児                              | 月額 34,030 円 |
| 支給月  | 4月、8月、11月                              |             |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み                    |             |
| 所得制限 | 受給者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。 |             |

### 特別児童扶養手当支給状況

| 区分       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 支給人数 (人) | 201      | 216      | 225      |

## 10 特別障害者手当

重度の重複障害などのため、在宅で常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給される手当です。対象者は、年齢が 20 歳以上であり、3 か月以上の入院をしていないこと。

身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。

手当の内容

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 支給額  | 月額 26,620 円                    |
| 支給月  | 2月、5月、8月、11月                   |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み            |
| 所得制限 | 本人、配偶者及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。 |

### 特別障害者手当支給状況

| 区分       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 支給人数 (人) | 92       | 94       | 92       |

## 11 障害児福祉手当

重度の障害があるため、在宅で常時介護を必要とする 20 歳未満の方に支給される手当です。対象者は、年齢 20 歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。

手当の内容

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 支給額  | 月額 14,480 円                |
| 支給月  | 2月、5月、8月、11月               |
| 支給方法 | 受給者が指定した金融機関への口座振込み        |
| 所得制限 | 本人及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。 |

## 障害児福祉手当支給状況

| 区 分      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 支給人数 (人) | 53       | 52       | 57       |

## 1 2 千葉県心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付しています。

給付額

- ・年金（加入者が死亡又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給）

1人1口 月額 20,000円

- ・弔慰金（加入者の生存中、障害者が死亡したとき）

加入期間に応じて、一時金が支給されます。

| 区 分       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 加入者数(人)   | 51       | 51       | 50       |
| 年金受給者数(人) | 37       | 38       | 39       |

※生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については減免又は緩和の制度があります。

### 13 流山市福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

#### (1) 手当の内容

ア 住民税額 22 万円以下

| 区 分       |       | 福 祉 手 当 の 額 |         |
|-----------|-------|-------------|---------|
| 知的障害者     | 重 度   | 月額          | 8,650 円 |
|           | 中 度   | 月額          | 7,900 円 |
|           | 軽 度   | 月額          | 6,900 円 |
| 身体障害者     | 1、2 級 | 月額          | 6,900 円 |
|           | 3 級   | 月額          | 5,900 円 |
| ねたきり身体障害者 |       | 月額          | 8,650 円 |
| 精神障害者     | 1 級   | 月額          | 6,325 円 |
|           | 2 級   | 月額          | 5,060 円 |
|           | 3 級   | 月額          | 3,795 円 |

イ 住民税額 22 万円超 42 万円未満

| 区 分       |  | 福 祉 手 当 の 額 |   |
|-----------|--|-------------|---|
| 知的障害者     | 重 度  | 月額          | 8,650 円                                 |
|           | 中 度  | 月額          | 7,900 円 - 0.0395 × (住民税額 - 220,000 円)   |
|           | 軽 度  | 月額          | 6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000 円)   |
| 身体障害者     | 1、2 級  | 月額          | 6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000 円)   |
|           | 3 級  | 月額          | 5,900 円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000 円)   |
| ねたきり身体障害者 |  | 月額          | 8,650 円                                 |
| 精神障害者     | 1 級  | 月額          | 6,325 円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000 円) |
|           | 2 級  | 月額          | 5,060 円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000 円)   |
|           | 3 級  | 月額          | 3,795 円 - 0.018975 × (住民税額 - 220,000 円) |
| 支 給 月     | 4 月、8 月、11 月                                       |             |   |
| 支 給 方 法   | 受給者が指定した金融機関への口座振込み                                |             |   |
| 半額支給      | 介護保険サービス、自立支援給付、地域生活支援事業の一部等を利用した場合は、算定額の半額を支給します。 |             |   |
| 支給制限      | 住民税額 42 万円以上（重度知的障害、ねたきり身体障害者は除く）及び施設入所者は対象外。      |             |   |

(2) 流山市福祉手当支給状況

| 区 分      | 平成 25 年度    | 平成 26 年度    | 平成 27 年度    |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 支給人数 (人) | 3,735       | 3,844       | 3,945       |
| 支給額 (円)  | 228,573,151 | 234,297,727 | 238,337,174 |